

青森県障がい福祉サービス実施計画 (第7期計画)の進捗状況について

令和7年11月
青森県健康医療福祉部障がい福祉課

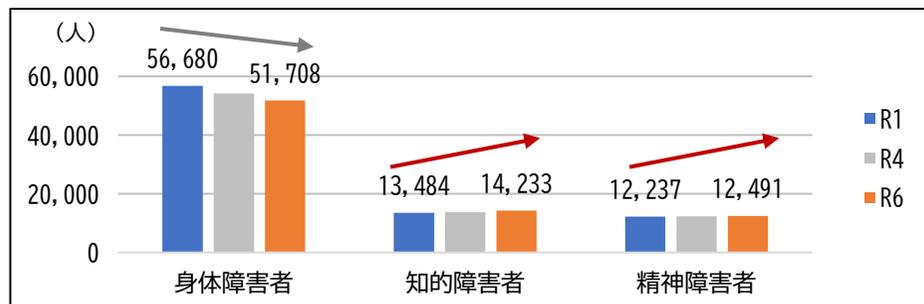
1 青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）の概要

（1）計画の概要

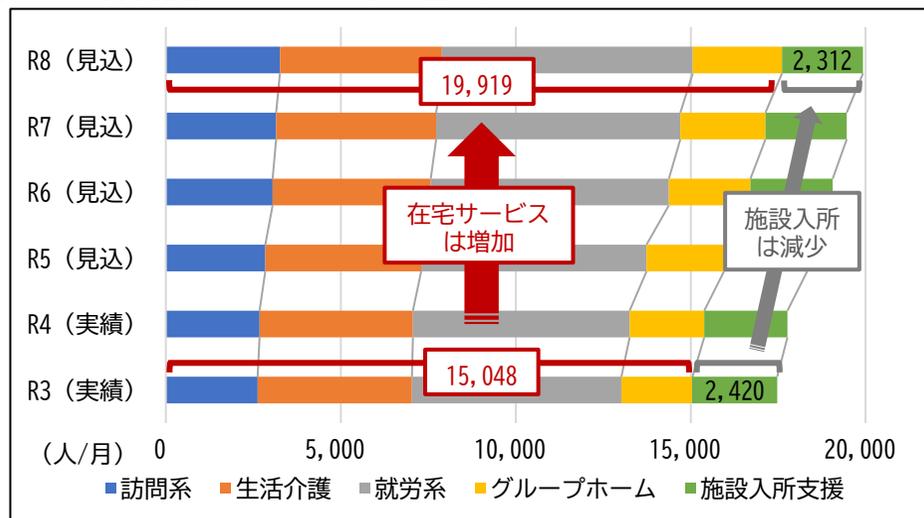
- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体のものとして策定するもの
- 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の計画的な確保が図られることを目的として策定
- 第4次青森県障害者計画の施策の柱のひとつである「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画
- 計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間）

（2）現状と今後の見込

① 障害者の数（障害者手帳交付数）



② 主な障害福祉サービスの利用量の見込み



（3）主な課題

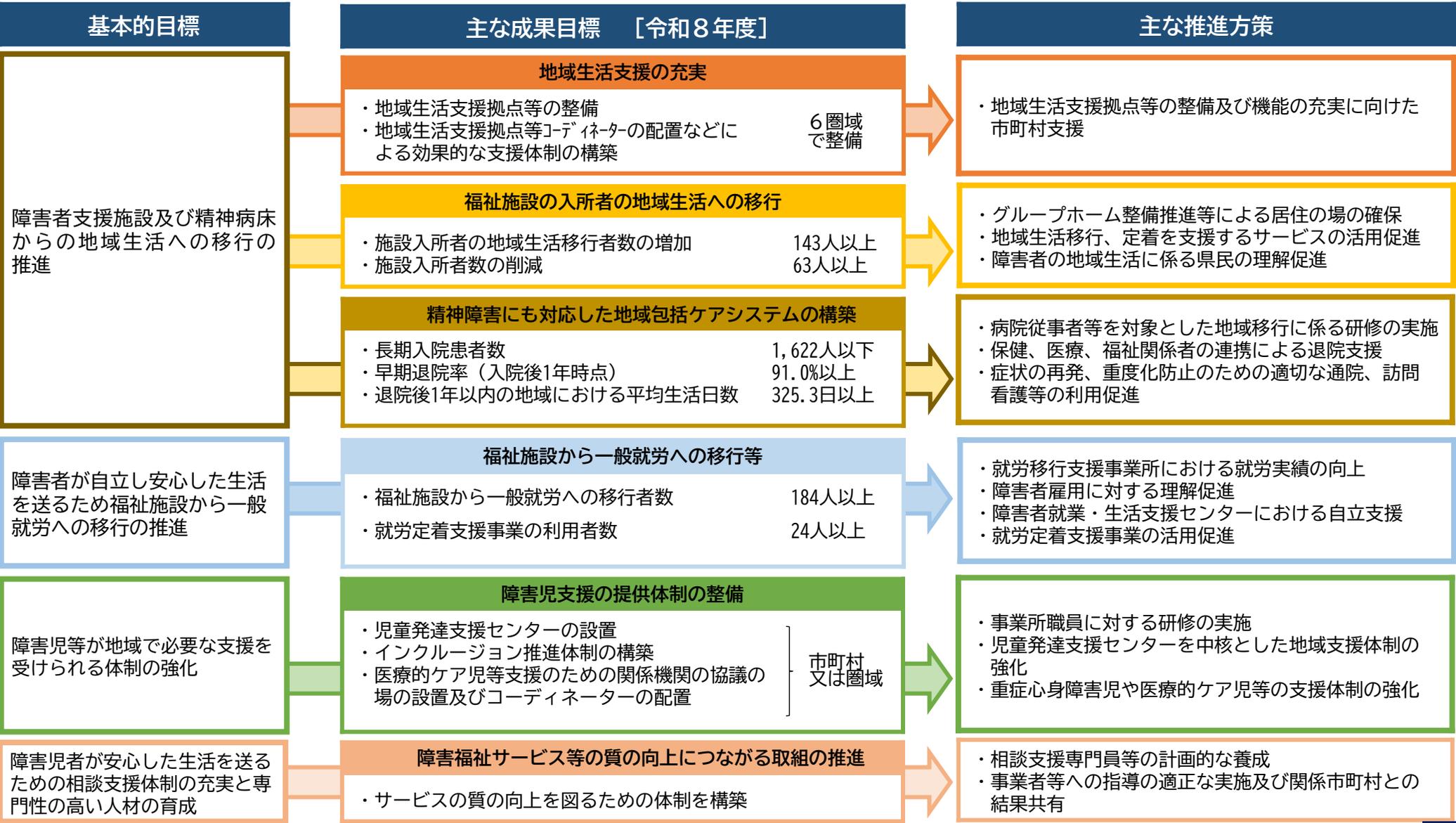
- 障害者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズに応じたサービス提供体制の確保が必要
- 地域生活への移行推進に向け、居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの活用促進が必要
- 就労系事業所等から一般就労への移行や定着に向け雇用施策関係機関との連携強化が必要
- 障害児及びその家族に対し、障害の早期発見・早期支援のため、地域で支援を受けられるよう、地域支援体制の強化が必要
- 相談支援専門員等の専門的人材の育成等による相談支援体制の充実が必要

（4）進行管理と評価

- 成果目標、活動指標等について、毎年度実績を調査し、障害者施策の動向を踏まえながら分析・評価。
- 「青森県障害者施策推進協議会」において、計画の推進に向けた意見を伺うなど、市町村、事業者、関係団体等の協力を得ながら本計画の着実な推進を図る。

2 青森県障害福祉サービス実施計画（第7期計画）の体系図

基本理念 住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす
 （第4次青森県障害者計画と同様）



3 成果目標と推進方策

(1) 地域生活支援の充実

	成果目標	国目標値	現状値 (R4)	R6実績	R8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 地域生活支援拠点等の整備	各市町村で整備（共同整備含む）	3箇所 (3圏域)	6箇所 (3圏域)	6箇所 (6圏域)	県内での整備が進んでいないことから、全圏域での整備を目指し、未整備圏域での整備を促すこととし、目標を維持。
②	【新規】 拠点等コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	各市町村で整備（共同整備含む）	2箇所 (2圏域)	4箇所 (2圏域)	6箇所 (6圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進めるため、国目標値のとおり設定。 地域生活支援拠点等へのコーディネーター配置などによる機能強化について市町村へ働きかけを行う。
③	【継続】 拠点等の運用状況の検証及び検討	各拠点で年1回以上	2箇所 (2圏域)	3箇所 (2圏域)	各箇所 年1回以上	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、目標を維持。

推進方策

- 各市町村・圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有するなど、拠点等の整備や機能の充実のための継続的な市町村支援
- 拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえた調整
- 社会福祉施設等施設整備費の助成による拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備支援

3 成果目標と推進方策

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	成果目標	国目標値	現状値	R 6実績	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 施設入所者の 地域生活移行 者数	R4末の施設 入所者数の 6%以上が 移行	37人 (R2-R4の 合計)	8人	143人	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行者数については、市町村計画との整合を図るため、市町村から報告のあったサービス見込量の集計値を採用。 移行者数143人は、令和4年度末施設入所者数の6%相当
②	【継続】 施設入所者数	R4末の5% 以上削減	2,375人 (R4末)	2,326人 (△49人)	2,312人 (△63人)	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者数は減少傾向にあるものの、入所者の高齢化・重度化、社会資源等の状況により、地域での生活が難しい利用者が多くなっている。 また、在宅で生活している方の中にも、重度化等を理由として入所を希望する方が一定数はいるものと考えられる。 第6期計画で施設入所者数は約1.6%削減されたが、第7期の国目標値である5%以上の削減は、本県の現状を踏まえれば、達成困難と考えられる。 以上から、第7期においては、国の目標値を採用せず、市町村計画との整合を図り、市町村から報告のあったサービス見込量の集計値を採用。 なお、削減数63人は、令和4年度末施設入所者数の2.6%相当

推進方策

- グループホームの整備促進等による居住の場の確保
- 地域移行支援事業等の活用促進等による地域生活への移行推進
- 地域生活支援拠点等の整備促進、地域定着支援事業等の活用による地域生活への定着支援
- 県民の障害者に対する理解促進
- 地域生活を支援する訪問系サービスや緊急時の対応を目的とした短期入所などの充実

3 成果目標と推進方策

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	成果目標		国目標値	現状値※	R 6実績	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 精神病床における1年以上の長期入院患者数 [減少目標]	65歳以上	国の示す 数式により 算定	1,295人	1,179人	1,026人	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針において算定式が示されていることから、当該算定式により算出した患者数を目標値として設定。
		65歳未満		638人	568人	596人	
②	【継続】 精神病床における早期退院率 [増加目標]	入院後 3か月時点	68.9%以上	60.9%	63.2%	68.9% 以上	<ul style="list-style-type: none"> 国目標値に基づき設定することとされているが、本県現状値は目標を下回っていることから国目標値の最低ラインとする。 ※国目標値は、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値を基本としている。
		入院後 6か月時点	84.5%以上	78.3%	78.4%	84.5% 以上	
		入院後 1年時点	91.0%以上	87.9%	89.1%	91.0% 以上	
③	【継続】 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 [増加目標]		325.3日以上	319.7日 [R1]	324.8日	325.3日 以上	<ul style="list-style-type: none"> 現状値の319.7日は、第6期の国目標値である316.0日を達成しており今後も増加が見込まれるものの、長期入院患者数や早期退院率の減少が第6期の国目標に及ばない状況を踏まえ、国目標値の最低ラインを県目標値とする。 ※国目標値は、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値を基本としている。

※現状値 ①は令和4年6月30日現在、②、③は令和元年度

推進方策

- ・ 病院従事者等や精神保健福祉担当者を対象とした地域生活移行に係る研修の実施
- ・ 保健、医療、福祉関係者の協議の場等における重層的な連携による各地域の実情に即した退院支援
- ・ 病院内の退院支援委員会の有効活用 ・ グループホーム等の整備促進による居住の場の確保
- ・ 地域生活定着のための地域生活支援拠点等の整備、地域移行支援・地域定着支援事業等の活用促進
- ・ 再発、重度化防止のための適切な通院、訪問看護及びデイケアの利用促進
- ・ 県民の障害者に対する理解促進 ・ 退院後の地域生活を支援する訪問系サービスや短期入所などのサービスの充実

3 成果目標と推進方策

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	成果目標	国目標値	R3実績	R6実績	R8県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 福祉施設※から一般就労への移行者数（全体）	R3実績の 1.28倍以上	143人	145人	R3実績の 1.28倍以上 ⇒ 184人	第6期の目標値（166人）は概ね達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上（184人）とする。
②	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数（就労移行支援事業）	R3実績の 1.31倍以上	71人	82人	R3実績の 1.31倍以上 ⇒ 94人	第6期の目標値（71人）は概ね達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上（94人）とする。
③	【新規】 就労移行支援事業所における一般就労への移行者の割合	5割以上の事業所を 5割以上	—	40.0%	5割以上の事業所を 5割以上	就労移行支援事業所の事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、国目標値のとおり設定。
④	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数（就労継続支援A型）	R3実績の 1.29倍以上	40人	26人	R3実績の 1.4倍以上 ⇒ 56人	令和3年度の1.29倍以上である52人は4年度において達成済みであることから、令和4年度と同数の56人（令和3年度の1.4倍以上）とする。
⑤	【継続】 福祉施設から一般就労への移行者数（就労継続支援B型）	R3実績の 1.28倍以上	30人	36人	R3実績の 1.28倍以上 ⇒ 39人	第6期の目標値（36人）は達成できており、一般就労への移行者数は増加傾向にあることから、国目標値のとおり1.28倍以上（39人以上）とする。
⑥	【継続】 就労定着支援事業の利用者数	R3実績の 1.41倍以上	17人	27人 ○	R3実績の 1.41倍以上 ⇒ 24人	就労定着支援事業の利用者数は横ばいにあるが、福祉施設からの一般就労への移行を推進していることを踏まえ、国目標値のとおり1.41倍以上（24人）とする。
⑦	【継続】 就労定着支援事業所の就労定着率	7割以上の事業所を 2割5分以上	90.0%	18%	7割以上の事業所を 2割5分以上	一般就労への安定した定着のための就労定着支援事業の重要性を踏まえ、国目標値のとおり設定。

推進方策

- ・ 障害者雇用に係る事業主の理解促進、雇用先開拓などによる障害者の雇用促進
- ・ 農業分野での障害者就労の拡大、持続
- ・ 障害者の就労訓練等を行う専門機関の利用促進
- ・ 障害者就業・生活支援センターによる職業生活の自立支援
- ・ 就労の継続、定着のための就労定着支援事業の活用促進
- ・ 特別支援学校高等部卒業予定者に対する就労移行支援事業等の利用促進

※ここでいう「福祉施設」とは、以下の施設を指す。

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）

3 成果目標と推進方策

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	成果目標	国目標値	現状値	R6実績	R8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 児童発達支援センターの設置	各市町村又は 圏域に少なく とも1箇所以上	[R5] 6圏域 (10市町)	6圏域 (10市町) ○	各市町村又は 圏域に少なく とも1箇所以上	各圏域に設置済みであるが、地域におけるインクルージョンの推進に向け、中核的役割を果たす児童発達支援センターの設置を促すべく、目標を維持する。
②	【見直し】障害児の地域社会 への参加・包容（インクルージ ョン）を推進する体制の構築	各市町村又は 圏域で構築	—	6圏域 (14市町村) ○	各市町村又は 圏域で構築	障害児支援体制充実に向け、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制の構築を目指す。
③	【継続】 主に重症心身障害児を支援す る児童発達支援事業所の確保	各市町村又は 圏域で確保	[R4] 5圏域 (5市)	4圏域 (5市)	各市町村又は 圏域で確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、各圏域における確保を目指すこととし、目標を維持する。
④	【継続】主に重症心身障害児 を支援する放課後等デイサー ビス事業所の確保	各市町村又は 圏域で確保	[R4] 6圏域 (7市町)	5圏域 (8市町)	各市町村又は 圏域で確保	各圏域に確保済みであるが、対応可能な事業所の増加による支援体制の充実のため、目標を維持する。
⑤	【継続】 医療的ケア児等支援のための 関係機関の協議の場の設置	各市町村又は 圏域で設置	[R5] 4圏域 (32市町村)	6圏域 (40市町村) ○	各市町村又は 圏域で設置	残る2圏域（西北五、下北）での設置に向け、目標を維持する。
⑥	【継続】医療的ケア児等に関 するコディネーターの設置	各市町村又は 圏域で設置	[R4] 6圏域 (4市町村)	6圏域 (40市町村) ○	各市町村又は 圏域で設置	県関与により各圏域での配置は完了しているが、各市町村での配置を促すため、目標を維持。
⑦	【新規】 障害児入所施設からの移行調 整に係る協議の場の設置	県で設置	—	未設置	県で設置	移行調整について、県が責任主体となったことを踏まえ、目標として設定。協議の場の持ち方は、県における入所児の移行状況等を踏まえて検討する。

推進方策

- ・ 障害児に対し身近な地域でサービスを提供するための障害児通所支援事業等の整備促進及び事業所職員に対する研修の実施
- ・ 児童発達支援センターを中核としたインクルージョンの推進
- ・ 発達障害者支援センターにおける相談対応、研修実施等による発達障害児支援体制の充実
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児等特別な支援を必要とする障害児に係る支援体制の整備
- ・ 難聴児支援のための連携体制構築
- ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整に係る協議の場の設置

3 成果目標と推進方策

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

	成果目標	国目標値	現状値	R 6実績	R 8 県目標値	目標設定の考え方
①	【継続】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築	実施体制を構築	—	構築 ○	県において実施体制を構築	<ul style="list-style-type: none"> 第6期計画において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組として、指定障害福祉サービス事業者等に対する適切な指導及びその結果を市町村と共有する体制は構築済み。 第7期計画から、国の活動指標において、相談支援専門員等の専門的人材の計画的な養成、意思決定支援の質の向上に係る研修の実施等が新たに設けられたことから、これらの取組の実施も含めた体制の構築を推進することとする。

推進方策

- 県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導を適切に実施し、その結果を関係市町村と共有する体制を構築
- 相談支援専門員やサービス管理責任者等の専門的人材の養成
- 相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する意思決定支援に関する研修の推進